

◆「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の位置づけ◆

- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第3項に準じ、住民・事業者・行政等、地域が一体となってCO2排出量を削減するための指針や具体的取組などを示すものです。
- ・ 伊勢市の環境行政指針等をまとめた「伊勢市環境基本計画（平成22年3月策定）」の重点事業に、当計画の策定を位置づけています。

※各計画の関連については、裏面のとおり。

◆「エネルギーの地産地消」とは？◆

- ・ 3月11日の東北地方太平洋沖地震において被害を受けたことにより、国ではエネルギー政策を見直し、電力会社は今後の地震・津波対策を強化するなどの対応をしています。
- ・ 私たちの生活に電気エネルギーはかかせないものであるからこそ、今回を機に、私たち自身の問題として捉え、対策を講ずる必要性を感じています。
- ・ そのためにも、

○私たちの地域で自ら電気エネルギーを確保する方法 = エネルギーの地産

○私たちの日頃の生活や事業活動等において
実践していくべき省エネルギー活動 = エネルギーの地消

について、市民の方や事業者様とともに考え、集約したいと思っています。

- ・ これらの取組は、CO2排出量の削減に繋がるものでもあるため、「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の内容としても位置づけます。